

【公表】

整理番号	11
契約番号	7農振財契第150号
件名	令和7年度 都内連携事業測量委託(単価契約)
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	東京都西多摩郡日の出町大久野地内
概要	別紙仕様書のとおり
契約期間	契約確定の日の翌日から令和7年10月20日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者
	①東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)。
	②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
現場説明会	実施しない
開札予定日時	令和7年6月9日(月) 午前10時00分(ビジネスチャンス・ナビ上)
希望申出期間	令和7年5月13日(火)午前10時から令和7年5月20日(火)午後4時まで
希望申出先	希望申請は、ビジネスチャンス・ナビ電子入札システムを通じてご提出ください。 下記「希望申出時の提出書類」を添付してください。
希望申出時の 提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印)
	(2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入)
	(3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。
	(2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。
	(3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。
	(4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。
	(5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。
	(6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。
	(7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する 問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関 する問い合わ せ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課 森の整備係 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0641

仕 様 書

- 1 件 名 令和 7 年度 都内連携事業測量委託（単価契約）
- 2 契約期間 契約確定の日の翌日から 90 日間
- 3 納入場所 〒190-0013 東京都立川市富士見町 3－8－1
公益財団法人 東京都農林水産振興財団 森の事業課
- 4 履行場所 東京都西多摩郡日の出町大久野地内
- 5 規模及び推定数量
(1) 測量 26.11ha（単価契約）
- 6 支払方法 指示毎に提出する完了届毎に支払うものとし、納品検査合格後翌月初日以降に適法な支払請求書を提出した日から 30 日以内とする。
- 7 そ の 他 (1) 委託業務の実施に当たっては、測量委託特記仕様書によること。
(2) 本契約において、推定総金額（税込）を超えて発注することはできない。また、発注金額が推定総金額（税込）に達した場合又は達する可能性が見込まれる場合は、契約期間の満了前であっても当該契約を終了することがある。さらに、発注金額が推定総金額（税込）に達しない場合であっても契約期間の満了をもってこの契約は終了する。なお、いずれの場合においても、受託者は契約の終了に関して異議を主張できないものとする。

特記仕様書

第1章 総 則

第1条 この特記仕様書は、森林施業標準仕様書〔（公財）東京都農林水産振興財団〕（以下「標準仕様書」という。）1. 1. 1の3に規定する特記仕様書で、この委託業務に適用する。

第2条 この委託業務の実施に当たっての一般事項は、「標準仕様書」によるものとする。

第3条 「標準仕様書」及び「特記仕様書」の記載内容の優先順位については、「特記仕様書」、「標準仕様書」の順によるものとする。

第4条 この委託業務の実施に当たっては、下記に示す図書を適用する。

- 1) 標準仕様書（附則－1） 「受託者提出類様式集」
- 2) 標準仕様書（附則－2） 「森林施業記録写真要領」

第5条 標準仕様書及び適用図書のうち、この委託業務に該当しない工種及び項目等については適用しないものとする。

第6条 受託者は写真の撮影に当たっては、原則として黒板等に必要事項を記載して被写体と共に写し込まなければならない。電子黒板を使用する場合は、別添1「デジタル工事写真の黒板情報電子化使用方針」を遵守すること。

第7条 この委託業務における現場の適正な実施体制の確保等については、標準仕様書によるものとする。

第8条 受託者は、業務着手後に条件が異なった場合等には、関係資料を作成の上、監督員と協議するものとする。

第9条 受託者の責により他の工作物に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに応急処置をとり、受託者の負担によりこれを修復しなければならない。

第10条 受託者は、業務の遂行に当たり諸法令や諸規則を厳守し、受託者の責任において厳正に行うものとする。

第11条 受託者は、本仕様書に記載されていない事項及び本仕様書に疑義が生じたときは監督員と協議し、その指示によるものとする。

第2章 測 量

第12条 測量を実施する場合は、次の事項に留意すること。

- 1 測量起点及び施業地の外角にあたる箇所については、相当年数の保存が可能な杭（樹脂製）を使用し、強固に設置すると共に目印を付すこと。設置箇所及び仕様材料については事前に監督員の確認を得ること。
- 2 原則として、外周線（調査区域）を右廻り測量すること。
- 3 各測点には、プラスチック製の杭を使用し、測点No.を付すこと。第12条1及び3の杭及びその他測量に必要な材料費は委託費に含むものとする。
- 4 調査区域内にある次の境界については、測線を入れること。
 - ① 地番界

② 未立木地、広葉樹林、植栽不適地及び監督員が指示する保安林等の除地（原則として、0.01ヘクタール以上とする。）

③ 土地及び森林所有者が異なる区域界

5 任意の2点以上の測点において、衛星測位システムにより測点の緯度経度を調べること。

6 測量野帳には測量実施日及び担当者名を記入しておくこと。

第13条 除地が新たに確認された場合は、協議の上、委託の成果に含めることができる。

第14条 測点を設定する場合、外周線は隣接地との境界線上に設定することとする。

ただし、地形及び土壌状況により更新後の管理が適切に実施できない恐れがある箇所（除地等）等については、当該区域の内外を外周線とすることとする。

第15条 測量図を作成するときは、次の事項に留意すること。

1 測量データは、測量野帳「東京都造林補助金事業実施横領第8の1の別表のヌ」の様式により面積算定する（面積の単位はhaとし、小数点以下第3位を切捨て第2位に止める）。測量図は「.jww」「.dwg」の形式により作成すること。なお、測量図は地形図に重ね合わせることであり、使用する地形図は原則として「東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度版）」（問い合わせ先「株式会社ミッドマップ東京」）を使用すること。なお、上記の形式及び地形図について使用できない場合は、監督員と協議し、その指示によるものとする。

2 外周線測量における閉そく公差（測量野帳「東京都造林補助金事業実施横領第8の1の別表のヌ」における「精度」）は、100分の1以内とし、この限界を超えるものについては、再測しなければならない。

3 調査区域が5ヘクタールを超える場合にあっては、概ね調査区域の半分の面積となるように継測線を設定して測量し、前項の規定を満たすこととする。

4 測量図は、A3版で縮尺1000分の1、A4版で縮尺5000分の1のほか、担当員が指示するA4版に収まる任意な縮尺を作成するものとする。なお、面積が大きい場合には監督員の指示に従うこと。

5 測量図は、第12条第4号ごとに測線を記入し、これを表示すること。

6 製図上の線の使い分けは、原則として次のとおりとする。

- | | |
|--------|-----------------------|
| ① 実線 | 調査区域（外周線、地番線等） |
| ② 細線 | 区画線（土地及び森林所有者が異なる区域界） |
| ③ 一点鎖線 | 区画線（未立木地等の除地） |

第3章 業務の実施及び成果品

第16条 測量業務の実施に当たっては、事前に現地踏査及び成果品等に関する打合せを行うものとする。

第17条 測量成果品

受託者は、指示毎に測量結果を次の項目のとおりとりまとめ、原則として測量地毎に一つのファイルに綴じ込み提出するものとする。なお、集計等作業はMicrosoft office excel (Microsoft Corporation)で行い、同ソフトウェアで閲覧編集可能な形式で納入すること。電子媒体は、CD-Rを原則とし上記ファイルに閉じ込めるようにす

ること。電子データの納入にあたっては、納入時における最新のセキュリティソフトによるウイルスチェックを行い、安全性を確認すること。

- 1) 調査結果報告書（別添 2）
- 2) 測量図
- 3) 測量野帳（東京都造林補助事業実施要領第 8 の 1 の別表のヌ）
- 4) 上記電子データ（計算因子等を含む） 一式
- 5) 写真帳

第 18 条 受託者は、業務の開始に先立ち、「委託着手届」、「代理人及び主任技術者通知書」、「業務計画書」を提出すること。書類の様式は森林施業標準仕様書附則 - 1 「受託者提出書類様式集」の「施業着手届」、「現場代理人及び主任技術者通知書」、「施業計画書」を準用すること。

第 4 章 その他

第 19 条 本委託の実施に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守する。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車とする。

イ 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号）の対象地域内で登録可能な自動車利用に努める。

当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

第 20 条 林野火災には特段の注意を払い、現場では火気の使用は最小限度にとどめ、使用にあたっては安全管理を徹底すること。消火器材を備えるよう努めること。現場に燃料等を持ち込む場合は、消防法令の基準に適合した容器を使用し、火気のないところで取り扱うこと。また、現場で火災が発生した場合は、緊急連絡通報図に従い、迅速に対応すること。

第 21 条 本委託の勤務時間中に、都内で死んだイノシシを発見した際は、管轄の市町村及び監督員に連絡すること。

第 22 条 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

第 23 条 本委託の実施に際し、知りえた個人情報を第三者に漏らさないこと。契約の解除及び契約満了後においても同様とする。個人情報の取り扱いについて別添 3 「個人情報に関する特記仕様」を遵守すること。また、本委託の実施に際し、提供した個人情報を含む資料について、管理を厳重に行うこと。万一遺失した場合は、速やかに監督員に報告すること。

第 24 条 その他詳細については、監督員の指示によること。

第 25 条 担当及び連絡先

〒190-0013 東京都立川富士見町三丁目 8 番 1 号

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

森の事業課 森の整備係

TEL: 0 4 2 - 5 2 8 - 0 6 4 1

デジタル工事写真の黒板情報電子化使用方針

第1条 デジタル工事写真の黒板情報電子化

1 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化（以下、「電子黒板」という。）は次による。電子黒板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ黒板の記載情報を電子的に記入するものである。

受注者が電子黒板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得たうえで、電子黒板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

対象工事では、次の全てを実施すること。

(1) 対象機器の導入

受注者は、電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、工事記録写真撮影基準（東京都建設局）第9⑤に示す項目の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。

なお、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。

使用機器の事例として、「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。

また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト
（CRYPTREC 暗号リスト）」

URL <https://www.cryptrec.go.jp/list.html>

「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」

URL <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

(2) 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事における黒板情報の電子的記入の取扱いは、「建設局工事記録写真撮影基準」（東京都建設局）による。

なお、アにより工事記録写真撮影基準（東京都建設局）のデジタル写真による施工管理（案）3（1）①で規定されている画像編集には該当しない。

2 電子納品

本工事の電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）及び電子黒板写真を監理したビューアソフトは、電子データで提出すること。

提出にあたっては「デジタル写真管理情報基準 [国土交通省]」に基づいて電子データを電子媒体に記録して提出すること。

また、納品時に受注者は JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。

「JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）」

URL <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

調査結果報告書					
委託件名				契約番号	
指示書番号			指示日		
調査地名			完了日		
地番					
概要	林相				
	指示事項				
	特記事項				
測量業務					
指示面積			閉合比	<1/100, 0K	
実測面積	ha				
測点No.	GPS緯度		GPS経度		備考
添付資料					
測量図 (A3判、1 : 1, 000)					
測量図 (A4判、1 : 2, 500)					
測量図 (A4判、任意縮尺)					
測量図 (境界毎A4判、任意縮尺)					
測量調査野帳 (原本、Compassmate出力)					
測量成果簿 (閉そく公差明示)					
電子データ一式					
写真集					

個人情報に関する特記仕様**第A章 総則****(個人情報の保護)**

第1条 受託者は、この契約による業務を処理する上で個人情報を取り扱う場合、東京都個人情報取扱事務要綱（平成17年3月31日付16生広情報第708号）第2に定める管理体制及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」と同等以上の水準により個人情報を保護しなければならない。

(秘密等の保持)

- 第2条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をこの契約以外の目的で他人に知らせ、また、この契約以外の目的に利用してはならない。
- 2 受託者は、この契約が終了し、又は解除された後においても、前項の規定を遵守しなければならない。
- 3 顧客情報等の営業秘密を取り扱う場合、受託者は、経済産業省が策定する営業秘密管理指針（平成15年1月30日（最終改訂：平成31年1月23日））において示される水準以上の対策を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱い)

第3条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8号に定める特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う場合は、個人情報保護法の他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

なお、取り扱う個人情報等に加工等を施す場合、この契約における個人情報等は、個人情報保護法第2条第5項に定める仮名加工情報及び同条第6項に定める匿名加工情報並びに同条第7項に定める個人関連情報を含むものとする。

(受託者に提供する個人情報等の範囲)

- 2 この契約による業務の処理に際して、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）が受託者に対して提供する個人情報等（以下「財団提供個人情報等」という。）がある場合、財団は、その提供する個人情報等の件名及び件数等について、財団提供個人情報等一覧（目録A）に記載し、事前にその旨を明示する。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が都民及び財団以外の第三者から

直接取得する個人情報等（以下「受託者取得個人情報等」という。）がある場合、財団は、その取得が予定される個人情報等の件名や件数等について、可能な限り具体的に見積を行った上で、その内容を、受託者取得個人情報等一覧（目録 B）に記載し、事前にその旨を明示する。

この場合、受託者は、業務の進捗等を報告するにあたって、必要に応じ、目録 B「受託者取得個人情報等一覧」の記載内容を修正し、財団に報告するものとする。受託者取得個人情報等のうち、目録に定めがないものについては、財団及び受託者間で別途合意をした上で、当該受託者取得個人情報等の処理権限を定めるものとする。

（表明保証）

- 3 受託者は、この契約において取り扱う個人情報等を処理する場合には、その作成、取得及び提供等について、個人情報保護法に定められている手続を履行していることを保証するものとする。

（権限）

- 4 受託者は、この契約で明示的に規定されるものを除き、この契約において取り扱う個人情報等について開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び提供の停止を行うことのできる権限を有しない。

第 B 章 安全管理体制

（責任体制の整備）

- 第 4 条 受託者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制（個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者、従事者）

- 第 5 条 受託者は、この契約による個人情報等の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ財団に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が番号利用法第 2 条第 5 項及び第 8 項に定義する個人番号及びこれらの個人番号をその内容に含む特定個人情報と同等の水準により管理された個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う場合、財団は、その取扱いが予定される特定個人情報等の件名や件数等について、具体的に見積を行った上で、その内容を目録 C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」に記載し、事前にその旨を明示する。

また、受託者は、目録 C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」に記載された特定個人情報等の監査者を定め、あらかじめ財団に届けなければならない。

- 2 受託者は、責任者に、従事者が本特記仕様に定める事項を適切に実施するよう監督さ

せなければならない。また、受託者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様を遵守させなければならない。

- 3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

なお、監査者は、受託者における第1項に定める個人情報の管理状況を定期に及び必要に応じ随時に監査する。受託者は、監査の結果を踏まえ、個人情報の管理に不適切な点があると認めるときは、直ちに是正措置を講じなければならない。

- 4 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、受託業務により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項の周知徹底をしなければならない。

(派遣労働者)

第6条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

- 2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、財団に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

(従事者等の教育及び研修)

第7条 受託者は、個人情報等の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における受託者の義務並びに本特記仕様において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修の実施に関して計画を定めなければならない。この計画には、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えいが生じた際に負う民事上並びに刑事上、行政上の責任等に関する事項を含むものとする。
- 3 受託者は、第1項の教育及び研修は、責任者及び従事者にこの契約による業務を行わせる前に少なくとも1回は行わなければならない。
- 4 要配慮個人情報を取り扱う場合、財団は、受託者が前2項に基づき策定する計画のほか、前項に基づき実施する教育及び研修の実施状況について、必要に応じてその提出を求めるものとする。

(再委託)

第8条 受託者は、個人情報等の処理について再委託（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。以下同じ。）を行う場合、個人情報等を適切に管理する能力を有しない事業者を選定しないよ

うにするために、再委託しようとする業者名及び次の各号に規定する項目を記載した書面を財団に通知し、東京都個人情報取扱事務要綱第7.7に定める承諾を得なければならない。再委託の内容を変更する場合又は選定した業者が個人情報等を適切に管理する能力を有しないことが判明した場合において別の業者に変更する場合も同様である。

(1) 再委託を行う業務の内容及び事業執行場所

(2) 再委託で取り扱う個人情報等の目録

(3) 再委託の期間

(4) 再委託が必要な理由

(5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

(6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

(7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)

(8) 再委託の相手方に対する個人情報保護法第25条等に基づく監督方法

2 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、財団に対して再委託の相手方による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

3 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報等の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

4 受託者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、財団の求めに応じて、その状況等を財団に適宜報告しなければならない。

5 受託者は、前項の管理監督とは別に、再委託の相手方における責任者及び従事者に対して、この契約による業務を行わせる前に、少なくとも1回は第7条第1項に定めるものと同等以上の教育及び研修を行わせなければならない。

（目的以外の利用禁止）

第9条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は財団から引き渡された文書等（当該文書に記録された個人情報の全部又は一部を複製及び転写等した他の媒体を含む。以下、本特記仕様において同じ。）を財団の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製、複製等の禁止）

第10条 受託者は、この契約による業務を処理するため財団から引き渡された文書等を財団の指示又は承諾を得ることなく複製又は複製若しくは転写してはならない。

（個人情報等の安全管理）

第11条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は財団から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以

下「漏えい等」という。) することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。

- 2 受託者は、財団から文書等の引き渡しを受けた場合は、財団に受領書を提出する。
- 3 受託者は、第1項の個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ財団に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。財団は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。
- 4 受託者は、財団が承諾した場合を除き、第1項の個人情報等を作業場所から持ち出しではならない。
- 5 受託者は、第1項の個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ財団に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、第1項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらかじめ財団に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 7 受託者は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第1項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。
 - (1) 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
 - (2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
 - (3) 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
 - (4) 上記(1)及び(2)について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記(3)について責任者が了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。
- 8 受託者は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等（外部記録媒体を含む。以下同じ。）以外のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度（ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001 等）の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し選定すること。
- 10 受託者は、第1項の個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及び

そのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。

- (4) 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(個人情報等の帰属及び返還、廃棄又は消去)

第 12 条 財団から引き渡された文書等に記録された個人情報等のほか、この契約による業務を処理するために財団の指定した様式により、及び財団の名において、受託者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報等は、財団に帰属するものとする。

- 2 受託者は、この契約による委託業務完了時に、財団の指示に基づいて、前項の個人情報等を返還、廃棄又は消去しなければならない。

なお、上記の個人情報等に要配慮個人情報を含む場合、個人情報等の返還は、第 5 条の規定によりその役割を果たすべき者として財団に届け出られている者が行うものとする。

- 3 受託者は、第 1 項の個人情報等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読又は復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

- 4 受託者は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報等を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、当該個人情報等が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

- 5 受託者は、第 1 項の個人情報等を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を財団に提出しなければならない。ただし、他の法令に基づき受託者において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、受託者は、廃棄又は消去できない個人情報等の概要に関する情報（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去しない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を上記証明書に記載すること。

- 6 受託者は、廃棄又は消去に際し、財団が立会いを求めたときはこれに応じなければならない。

第 C 章 事故対応及び検査

(漏えい等発生時の対応)

第 13 条 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、その事態に係る帰責の有無にかかわらず、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を財団に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を

講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。この場合、受託者は、当該措置に係る費用を負担することとする。

- 3 受託者は、財団と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。この場合、受託者は、財団が事実関係の公表にあたって受託者の名称及び代表者氏名を公表することがあることを承諾するものとする。

(立入調査等)

第 14 条 財団は、この契約による業務の処理に伴う個人情報等の取扱いについて、本特記仕様の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、財団から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、再委託を行なう場合は、前項と同等の措置を講じるよう再委託の相手方に対して求めなければならない。また、受託者は、必要に応じて財団が再委託の相手方に報告を求めること及び再委託の相手方の作業場所を立入調査できるよう、必要な調整を行うものとする。この限りにおいて、受託者は、再委託の相手方の作業場所を立入調査できるように調整した記録（再委託の相手方に連絡した日時及び連絡内容、連絡の結果による再委託の相手方の返答内容など）を、財団の求めに応じて書面により報告しなければならない。

第 D 章 契約解除及び損害賠償等

(契約の解除)

第 15 条 財団は、受託者が本特記仕様に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務を解除することができるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、財団にその損害の賠償を求めることはできないものとする。
- 3 受託者が、第 1 項の規定に基づき契約を解除された場合、財団は、受託者の名称及び違反事実を公表することができる。

(損害賠償等)

第 16 条 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記仕様に定める義務に違反し、又は怠ったことにより財団が損害を被った場合には、財団にその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第 13 条第 1 項に規定する事態に起因又は関連して第三者との間で紛争、ク

レーム又は請求（以下「紛争等」という）が生じた場合には、直ちに財団に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任及び費用負担において、当該紛争等を解決することとする。

- 3 受託者は、第 13 条第 1 項に規定する事態に起因又は関連して、財団が被った損害又は損失及び費用（漏えい等した個人情報の本人（以下「被害者」という。）から財団に対してなされる訴訟並びに慰謝料その他の損害賠償の請求その他紛争解決手段の行使に対応するために財団において発生した費用を含む。以下「損害等」という）が生じた場合、財団の求めに応じて、当該損害等の全部又は一部を補償する。
- 4 第 2 条第 3 項に基づき管理された個人情報等の取扱いについて財団が損害を被った場合には、財団は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 4 条及び第 5 条に基づく損害の賠償を請求することができる。

（違約金）

- 5 第 1 条に基づき管理された個人情報の取扱いに関して、受託者の責任者及び従事者の故意又は重過失によって財団に損害が生じた場合、受託者は財団に対して違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を支払う義務を負う。
- 6 財団に生じた損害が前項に基づく違約金額を上回る場合には、財団は実際に生じた損害額を立証することで、受託者に対して立証した額を違約金として請求することができる。

（その他）

第 17 条 受託者は、保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ及び本特記仕様の解釈等、個人情報等の取扱いについて疑義を生じた場合、その都度財団に確認し、本業務を行うこと。この限りにおいて、財団は、財団の情報セキュリティ管理体制の維持に支障がない範囲で受託者に対して情報提供を行うものとする。

第 18 条 第 16 条の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、受託者が再委託等（再々委託及びそれ以降の委託を含む。）をした相手方において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。